



©宮城県・旭プロダクション



# セーフティ123通信

宮城県・みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会

「セーフティ123通信」は、交通安全キャンペーン「セーフティ123」の参加者を応援する情報誌です。

宮城県内を走るドライバーのみなさん！安全運転していますか？

## 手元にあると、つい操作を・・・運転中のスマホ操作はダメ!!

「運転中のながらスマホ」や「歩きスマホ」は、通話や操作に意識が集中し、周囲の危険な出来事に気付くことができないなど、重大な交通事故につながりかねない極めて危険な行為です。運転中の操作は絶対にやめましょう。

手元にあると、つい、スマホが気になり、メールや着信などを確認するため、操作をしてしまい、注意力が散漫となります。運転に集中するためにも、運転中はマナーモードに切り替えて安全運転に努めましょう。

## 運転中の「ながら運転」が厳罰化されました！！

自動車、バイク、自転車を運転中に、スマートフォンや携帯電話機を、手に持って通話したり、画面を注視することは違反です。

令和元年12月1日に、道路交通法が改正され、運転中に携帯電話などを使用する携帯電話使用等違反、いわゆる「ながら運転」の違反点数と反則金が引き上げられて厳罰化されました。

### ★スマートフォンや携帯電話を使用しながら運転した場合

- ・**罰則**  
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
- ・**反則金**  
大型車2万5千円、普通車1万8千円、二輪車1万5千円、原付車1万2千円
- ・**点数**  
3点

### ★スマートフォンや携帯電話を使用しながら運転し、交通事故を起こした場合

- ・**罰則**  
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
  - ・**反則金**  
適用なし ※反則金制度の対象外となり、全て罰則の対象
  - ・**点数**  
6点(免許停止となる)
- ※ 自転車利用者が携帯電話で通話したり、ヘッドホン等で大音量の音楽を聴きながら運転する行為は、宮城県道路交通規則で禁止(5万円以下の罰金)されています。
- このような運転をして事故を起こした場合は、安全運転義務違反になることがあります。
- ※ 歩行者が「歩きスマホ」で衝突して相手方に怪我をさせた場合には、過失傷害罪(30万円以下の罰金又は科料)に問われる場合があります。

## 「自主的主体的な交通安全活動」部門の受賞チームが決定しました。

第26回あなたもチャレンジ！無事故無違反セーフティ123「自主的主体的な交通安全活動」部門に、11団体101チーム（前回7団体56チーム）のご参加をいただきありがとうございました。令和元年12月11日（水）に開催した実行委員会で決定いたしました各受賞団体を訪問し、表彰状を伝達しました。

今回、受賞されました各団体では、地元の幼稚園や学校に通園、通学する児童への交通安全啓発活動として「交通安全教室」の開催、高齢者の交通安全啓発活動として交通安全講話「ともに生涯セミナー」の開催、普段の運転から危険予知を学ぶ交通事故防止活動として「ヒヤリハット体験報告会」や、「違反タイプ診断テスト」などが実施されました。

また、独自性を活かした活動として「交通安全標語コンクール」、「交通安全ロボット」による呼びかけ、幅広い世代を対象とした体験参加型の「教習所一日開放祭り」を通じた交通安全普及啓発活動などがありました。

さらに、交通安全に対する意識付けを図る活動として「安全運転6則カード」、「交通安全ステッカー作成」の活用、「自転車（保険加入義務化等）に関する勉強会」の開催や、飲酒運転の根絶に向けた活動では、出勤時の「アルコールセンサーの活用」による飲酒残量の検査、「飲酒運転根絶のぼり旗」の掲示による広報呼び掛けなど、積極的に自主的・主体的な交通安全活動に取り組んでいただき、地域の交通安全にも大きく貢献されました。

◎優 秀 賞◎

◎優 良 賞◎

◎優 良 賞◎



（東日本自動車学校）



（株式会社三浦組）



（株式会社守平商店）

※第26回をもちまして「自主的・主体的な交通安全活動」部門は終了となります。

## 交通事故に遭われた方々へ

交通事故で発生した損害賠償問題などのご相談を受けております。お気軽にご利用ください。  
 交通事故 相談受付時間 月～金8:30～16:45（土・日・祝日、年末年始はお休みします。）  
 相談窓口 弁護士法律相談 下記日程の14:00～16:00（下記の窓口で事前予約が必要です。）

窓口	電話（問い合わせ先）	弁護士法律相談日程
交通事故相談室	022-211-2432、2433	毎月第2・第4金曜日
大河原地方振興事務所 県民サービスセンター	0224-53-3111 内線241	4月・7月・10月・1月の 第3金曜日
北部地方振興事務所 県民サービスセンター	0229-91-0701 内線216	5月・8月・11月・2月の 第3水曜日
北部地方振興事務所栗原地域事務所 県民サービスセンター	0228-22-2111 内線280	6月・9月・12月・3月の 第3木曜日
東部地方振興事務所登米地域事務所 県民サービスセンター	0220-22-6111 内線294	5月・8月・11月・2月の 第3火曜日
東部地方振興事務所 県民サービスセンター	0225-95-1411 内線3040	4月・7月・10月・1月の 第3水曜日
気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター	0226-24-3186	6月・9月・12月・3月の 第3水曜日